

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

第1 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次のような必要な基礎的資料を準備する。

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

- ・地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- ・区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ・輸送力のリスト
(※ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ バス網、保有車両数などのデータ)
- ・避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ・生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ・消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- ・災害時要援護者の避難支援プラン

2 近接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、国民保護担当課、福祉担当課等を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員を配置する。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2 避難実施要領のパターンの作成（法第61条、基第4章第1節4）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、外国人等の避難方法等について配慮する。

第3 救援に関する基本的事項（法第76条、基第4章第2節）

1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基第4章第4節3）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

〈輸送力に関する情報〉

- ① 保有車輛等（定期・路線バス、船舶等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等

〈輸送施設に関する情報〉

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

第5 避難施設の指定への協力（法第148条、第149条、基第4章第1節5）

1 県との協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

〈避難施設の指定の留意事項〉

- (1) 避難所としての学校、公民館、体育館等の施設を指定。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一次集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造りの堅ろうな建築物等を指定するよう配慮する。
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないようできるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民、特に災害時要援護者等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救難を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

2 住民への周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編 ◦ 国民保護に関する避難施設一覧

P. 88

第6 生活関連等施設の把握等（法第102条、基第4章第3節3）

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。なお、生活関連等施設の種類の種類は、別表（27頁）に掲げるとおりである。

資料編 ◦ 市内危険物施設一覧

P. 90

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

別表

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁〉

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省